

金定額総合口座

プラチナ定額口座 約款

田中貴金属工業株式会社

# 自動継続式「金定額総合口座」・ 「プラチナ定額口座」約款

## 第1条（目的）

田中貴金属工業株式会社（以下、弊社といいます）は、お客様との間において金地金またはプラチナ地金（以下、貴金属地金といいます）の買付委託契約（以下、本件委託契約といいます）を締結し、お客様の委託により毎日（弊社営業日）当日の弊社店頭小売価格にて貴金属地金を一定額ずつ1年間（但し、お申し出のない限り自動的に継続）にわたって購入し続け、お客様の購入された貴金属地金をお客様のご指示によって保管、返却、売却、等価交換、及び月単位増額購入等（以下、附帯サービスといいます）を行う制度（この制度を以下、金・プラチナ定額口座制度といいます）を採用しております。本約款は、お客様がこの制度を利用して弊社とお取引される場合の手続き及び貴金属地金の本件委託契約等の内容を規定するもので、かつ本件委託契約及び附帯サービスの内容として適用されるものとします。

## 第2条（本件委託契約の申込み、成立）

1. 金・プラチナ定額口座制度に関する本件委託契約の締結及び附帯サービスの提供を希望されるお客様は、弊社に所定の申込書を送付してください。受領後申込受付票をお客様に送付いたします。
2. 弊社が前項に定める申込書を受領し、かつ初回金の入金を確認した時点をもって、本件委託契約が成立したものといたします。
3. 前項の本件委託契約の成立日をもって、お客様は金・プラチナ定額口座制度の会員（以下、会員といいます）として弊社に登録されるものとし、以後、附帯サービスの提供を受けることができるものとします。

## 第3条（買付期間・自動更新）

お客様が本件委託契約に基づき買付委託する期間（以下、買付期間といいます）は、弊社が第2条第1項の申込受付票（申込受付締切日は毎月15日）を発行した月の翌々月より1年間とします。但し、お客様より買付期間満了月の15日までに第18条に基づいて本件委託契約の解約のお申し出がなされない場合は、本件委託契約は同内容にてさらに1年間自動的に延長されるものとし、次年度以後も同様とします。

## 第4条（買付委託代金等及び支払方法）

1. 本件委託契約に係る買付委託代金（以下、買付委託代金といいます）は、月額3,000円からお客様のご希望により1,000円単位で上積みした金額とします。但し、弊社は別途買付委託代金の上限金額を定めることができるものとします。
2. 金・プラチナ定額口座制度の会員となられたお客様は、弊社が別途定める年会費（以下、年会費といいます）をお支払いいただきます。なお、年会費は本件委託契約による買付委託を中止される場合でも附帯サービスを希望される場合は、請求させていただきます。また、中途におけるご解約の場合、年会費は返却いたしません。

3. 第1項の買付委託代金の他、お客様は、弊社が別途定める貴金属地金買付のための委託手数料（以下、買付委託手数料といいます）をお支払いいただきます。
4. お客様は弊社に対して、本件委託契約のお申込みをされた月の翌月以降、毎月4日までに買付委託代金及び買付委託手数料を届出指定口座にご入金ください。弊社は、買付委託代金及び買付委託手数料を毎月5日にお客様の届出指定口座から口座振替により自動引落しさせていただきます。
5. 第2項に定める年会費は、初回の買付委託代金及び買付委託手数料の引落としと併せて、前項の時期に自動引落しさせていただきます。また、第3条に従って買付期間が延長された場合も、同様といたします。

#### 第5条（買付方法、所有権の移転）

1. 弊社は、本件委託契約が成立した日の翌月よりお客様の申込金額に応じて、毎日（弊社営業日）一定額ずつ当日の第1回目に公表する弊社店頭小売価格にて貴金属地金を購入し続け、買付期間満了まで継続するものとします。なお、毎日の購入金額は、1ヶ月当りの買付委託代金を各月の弊社営業日数で割った金額とし、端数は各月の購入第1日目で調整します。
2. 貴金属地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。
3. 弊社は、弊社が第1項に基づき購入した貴金属地金の買付内容をお預り残高報告書として、年1回お客様に送付いたします。

#### 第6条（貴金属地金の保管及び確認）

1. 弊社は、お客様との本件委託契約に基づき購入し、お客様よりお預りした貴金属地金（以下、お預り貴金属地金といいます）を、お客様個人別のお預り口座を作成し、お客様のご指示があるまで、弊社所定の方法により、常にお預り貴金属地金の重量を下回らないよう、善良なる管理者の注意をもって保管管理いたします。
2. 弊社は、お預り貴金属地金の保管に際しては、お客様が所有権を有する貴金属地金であることを明示して保管いたします。但し、お客様個人別の明示ではなく、お客様全体の明示といたします。
3. 弊社は、信用ある監査法人（公認会計士）に対し、金・プラチナ定額口座制度の確認業務を委託し、お預り貴金属地金の保管状況につき随時必要に応じて確認を受ける体制で管理いたします。

#### 第7条（譲渡禁止）

お客様は、弊社の承諾なくして、お預り貴金属地金あるいはお預り貴金属地金の返却請求権を他の第三者に譲渡したりまたは担保に供したりすることはできません。万一、譲渡したり担保に供したために生じた紛議等について、弊社は一切責任を負いません。

#### 第8条（附帯サービス）

1. お客様は、会員としての資格を有する期間中において、次のサービスを受けることができます。
  - (1) 弊社における保管
  - (2) 郵送による返却
  - (3) 売却代金の振込制度

- (4) 弊社店頭及び別途指定する店舗（以下、併せて指定店舗とい  
います）における返却（カード利用）
  - (5) 指定店舗における売却（カード利用）
  - (6) 指定店舗のうち弊社が別途指定する店舗における等価交換  
（カード利用）
  - (7) 月単位増額購入
  - (8) 当日スポット購入
  - (9) 定額口座オンラインサービス
2. 前項各号の内容につきましては、それぞれ本約款の各条に従うも  
のとし、
  3. お客様は、買付を中止した場合においても弊社所定の申込書を提  
出していただくと共に第4条第2項に定める年会費をお支払い  
いただくことにより附帯サービスのみの提供を受けることができま  
す。

## 第9条（本人確認）

1. 弊社は、本件委託契約の締結及び附帯サービスの提供にあたり、  
お客様の本人確認を行うため、弊社指定の本人確認書類（ご提示  
時点で有効な運転免許証、各種健康保険証・年金手帳等、旅券  
〈パスポート〉、ご提示時点から過去3ヶ月以内に発行された住  
民票の写し、戸籍の謄本・抄本等の公的証明書等）の提出等を  
お客様に求めることができます。
2. 前項の本人確認書類をご提出いただけない場合、その他お客様の  
本人確認ができないと弊社が判断した場合、弊社は、附帯サー  
ビスを含む本件委託契約に基づく弊社の義務の全部または一部の履  
行を停止することができるものとし、このことについて、弊社は  
一切の責任を負わないものとし、

## 第10条（カードの発行）

1. 弊社は、弊社において前条の本人確認を行ったお客様のうち、ご  
希望のお客様に対して、次項に定める店頭サービスのご利用の際  
にご使用いただくカード（以下、カードといひます）を発行いた  
します。なお、カードの発行を希望されないお客様は、次項に定  
める店頭サービスは受けられません。
2. カードは、お客様が指定店舗において、次条に定める返却、第  
12条に定める売却、または第13条に定める等価交換（以下、併  
せて店頭サービスといひます）をされる場合にご提示いただくも  
のとし、ご提示がない場合は、店頭サービスが受けられません。
3. カードのご利用、再発行、及び紛失等に関する内容につきましては  
は、別途定めるカード約款によるものとし、

## 第11条（店頭サービスⅠ、貴金属地金の返却）

1. お客様は、いつでも指定店舗において、カードをご提示いただく  
ことによりお預り貴金属地金の返却を受けることができます。但  
し、返却は1日1回のみとなります。
2. 前条の場合、弊社は、貴金属地金のお預り残高のうち全部または  
一部返却をいたします。但し、弊社は、別途返却の上限数量を定  
めることができるものとし、
3. 弊社が指定店舗において返却する貴金属地金の種類は、金地金の

場合は1kg、500g、300g、200g、100g、50g、20g、10g、5gとし、プラチナ地金の場合は、500g、100g、20g、10g、5gとします。貴金属地金の種類ごとにそれぞれ大きい順の組合せで返却いたします。但し、5g未満の貴金属地金の返却はいたしません。なお、お客様が種類を指定される場合は、弊社所定のバーチャージを負担していただくこととなります。

4. 弊社は、お客様のご希望があった場合は、お預り金地金の全部または一部を弊社指定の金貨で、また、お預りプラチナ地金の全部または一部を弊社指定のプラチナ・コインで返却いたします。

#### 第12条（店頭サービスⅡ、貴金属地金の売却）

1. お客様は、いつでも指定店舗において、カードをご提示いただくことにより貴金属地金のお預り残高のうち全部または一部を売却することができます。この場合、売却の価格は、当日の貴金属地金の弊社店頭買取価格となります。但し、弊社は、別途売却の上限数量を定めることができるものとします。
2. 売却の単位は、貴金属地金の種類ごとにそれぞれ1g以上とします。但し、買付が完了している場合において、お預り貴金属地金の全量を売却される場合は、1g未満についても可能とします。

#### 第13条（店頭サービスⅢ、貴金属地金の等価交換）

1. お客様は、指定店舗のうちさらに弊社が別途指定する店舗において、カードをご提示いただくことにより貴金属地金のお預り残高のうち全部または一部と、当該指定店舗内の装飾品との等価交換を行うことができます。但し、弊社は別途等価交換の上限数量を定めることができるものとします。
2. 等価交換のできる装飾品の種類及び等価交換率等は、弊社若しくは指定店舗が別途定めるところによるものとします。

#### 第14条（貴金属地金の送付による返却）

1. お客様は、いつでも弊社所定の返却申込書にて申込みされることにより郵便にてお預り貴金属地金の返却を受けることができます。この場合、弊社は弊社が当該返却申込書を受理した日までの貴金属地金のお預り残高のうち全部または一部を返却申込書受理日から7営業日までにお客様のご住所宛に弊社所定の方法にて送付いたします。この場合の保険料、送料等は、お客様の負担とし、お客様の届出指定口座より別途引落しさせていただきます。なお、5g未満につきましては、引続きお客様の弊社お預り口座にてお預りいたします。
2. 弊社がお客様に送付する貴金属地金の種類は、金地金の場合は1kg、500g、300g、200g、100g、50g、20g、10g、5gとし、プラチナ地金の場合は、500g、100g、20g、10g、5gとします。貴金属地金の種類ごとにそれぞれ大きい順の組合せで返却いたします。
3. 弊社は、お客様のご希望があった場合は、お預り金地金の全部または一部を金地金の他、弊社指定の金貨で、また、お預りプラチナ地金の全部または一部を弊社指定のプラチナ・コインで返却いたします。
4. 弊社より送付いたしました貴金属地金等をお客様が受領された場合は、貴金属地金等を受領されたことを証するため、受領後7日

以内に弊社所定の物品受領証をご返送ください。当該期日以内にご返送がなされない場合は、貴金属地金等の引渡し完了したものとみなします。

5. 貴金属地金お引取り後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の危険は、お客様のご負担とします。
6. お客様の貴金属地金のお引取りがない場合は、返却貴金属地金は管轄郵便局より弊社へ返送されます。この場合、弊社では当該貴金属地金を保管し、お客様のお申し出があり次第、再度代金引換郵便（保険料、送料等はお客様負担）にて返却貴金属地金を送付します。お客様は、弊社所定の保険料、送料等を郵便局にお支払いください。

#### 第15条（お預り貴金属地金の売却申込み）

1. お客様は弊社に対して、いつでも弊社所定の売却申込書または電話にて申込みされることによりお預り貴金属地金を売却することができます。売却申込書の場合、売却の価格は、弊社がお客様より売却申込書を受領した時点における貴金属地金の弊社店頭買取価格となります。電話での受付の場合、売却の価格は、弊社がお客様より電話にて申込みをいただいた時点における貴金属地金の弊社店頭買取価格となります。電話での申込みは、定額口座会員ご本人のみとなります。但し、弊社は別途売却の上限数量を定めることができるものとします。
2. 売却の単位は、貴金属地金の種類ごとにそれぞれ1g以上とします。但し、買付が完了している場合でお預り貴金属地金の全量を売却される場合は、1g未満についても可能とします。
3. 第1項で売却されたお預り貴金属地金の代金は、お客様の届出指定口座に振込む方法にてお支払いいたします。この場合の振込手数料は、お客様の負担といたします。

#### 第16条（増額購入）

第8条第1項に規定する月単位増額購入及び当日スポット購入の各サービスの利用に関しては、別途弊社が定めるところによるものとします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、弊社に対し、自身またはその役職員が以下の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
2. お客様は、自身が自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) お取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第18条（中途解約）

1. お客様は、いつでも金・プラチナ定額口座制度を解約することができます。
2. 弊社は、各月 15 日までに解約する旨の通知を弊社所定の書面にてお客様よりお申し出があった場合、当月の弊社最終営業日をもって本件委託契約は終了いたします。但し、16 日以降の場合は翌月の弊社最終営業日の終了になります。
3. 解約の精算方法は、次の取り扱いになります。
  - (1) 売却の場合、お預りの貴金属地金全量を弊社最終営業日店頭買取価格で買取らせていただき、翌月上旬にお振込みいたします。この場合の買取代金の支払いは、第 15 条第 3 項に準じます。
  - (2) 貴金属地金返却の場合、お預り貴金属地金の全量（5g 以上とします）を翌月中旬に返却いたします。なお、返却は、第 14 条第 1 項から第 6 項に準じます。また、お客様のご希望があった場合、弊社指定の金貨またはプラチナ・コインにて返却いたします。お預り貴金属地金の 5g 未満につきましては、貴金属地金の弊社最終営業日店頭買取価格にて買取らせていただき、買取代金は、保険料、送料等を控除したうえで、翌月上旬にお支払いいたします。但し、この場合の買取代金が、保険料、送料等に満たない場合は、さらにお預り貴金属地金を 5g 単位で上記価格にて買取らせていただき、当該買取代金から保険料、送料等を控除いたします。買取代金の支払いは、第 15 条第 3 項に準じます。

#### 第19条（契約解除）

1. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、弊社は、本件委託契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消します。
  - (1) お申込み時に虚偽の申告をしたとき
  - (2) 本約款の何れかに違反したとき
  - (3) 買付期間満了後 3 ヶ月以内に年会費をお支払いいただけないとき
2. 弊社が前項により解除する場合、弊社はおお客様に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべきときに上記の通知がなされたものとみなします。
3. 第 1 項により解除された場合は、前条に準じて、お預り貴金属地金の返却及び買取り処理をいたします。

#### 第20条（供託）

1. 弊社は、第 14 条、第 18 条または前条に従ってお客様にお預り貴金属地金等を返却したにも係わらず、相当期間経過しても、お客様のお引取りがない場合は、お客様に通知することなくお預り貴金属地金等を東京法務局に供託することができるものとします。これにより弊社はお客様に対する一切の責任が終了するものとし

ます。供託に要した費用はお客様に負担していただきます。

2. 前項により供託するのが現金以外の場合で、実務上または費用上供託が困難と弊社が判断した場合、弊社は、供託の目的たるお預り貴金属地金等を弊社所定の日の店頭買取価格にて買い取り、その買取代金を供託することができ、かかる供託にも前項の規定が適用されるものとします。

#### 第21条（届出事項の変更）

1. お客様が弊社に届出られた氏名、住所、指定口座等について変更があった場合は、直ちに弊社に通知いただき、弊社所定の手続きをお取りください。
2. 前項の届出がないため弊社からの通知または送付書類その他のものが延着、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときにお客様に到着したものとみなします。
3. 第1項の届出がなされる前に生じたお客様の損害については、弊社は一切責任を負いません。

#### 第22条（不可抗力および免責事項）

天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、輸送機関の事故、その他の弊社の責に帰すことのできない事由による損害について、弊社はその責を負わないものとします。なお、これらの事由の発生により、本件委託契約及び附帯サービスの提供ができなくなった場合には、弊社は、会員に対し何等の責めを負うことなく、弊社はこの業務を中止することができるものとし、以下のとおり処理するものとします。

- (1) 弊社がこの業務を中止したときは、弊社はお客様に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべきときに上記の通知が到着したものとみなします。
- (2) 弊社からの通知がお客様に到着した後、10日以内にお客様より弊社指定の方式に従ってお申し出がありました場合には、弊社が業務を中止した日現在におけるお預り貴金属地金を第14条及び第18条第3項所定の方法にて速やかにお客様に返却し、かつ残代金をお客様の届出指定口座にお振込みいたします。
- (3) 弊社からの通知がお客様に到着した後20日を経過するも、お客様より何らのお申し出がない場合は、弊社は当月末日の弊社店頭買取価格にて、お預り貴金属地金の全量を買取らせていただき、当該買取代金をお客様の届出指定口座へお振込みいたします。

#### 第23条（約款の改定）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款が改定されたときは、弊社は、お客様に対し、改定内容を通知し、または改定後の約款を送付します。但し、改定内容が、お客様の従来権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもってこれに代えることができます。



3. 弊社が前項の通知等を行った後、お客様において、本件委託契約に基づき貴金属地金買付若しくは附帯サービスの利用をされた場合、または所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、お客様と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

#### 第24条（合意管轄）

本約款及び別途定めるカード約款並びに当日スポット購入取扱規定等に関する事項で、お客様と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所若しくは、東京地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。

以上  
(2012年7月1日改定)

# カード約款

## 第1条（目的）

本約款は、金・プラチナ定額口座制度にご加入の会員の方々にお渡しするカードについて、その利用方法、内容等について定めるものです。なお、本約款の用語については、すべて、自動継続式「金定額総合口座」・「プラチナ定額口座」約款に定める用語と同様とします。

## 第2条（交付）

弊社は、金・プラチナ定額口座制度に加入されたお客様のご希望に従い、お客様宛にカードを送付いたします。

## 第3条（利用者）

カードをご利用になれる方は、会員及び予め弊社に登録された満20歳以上のご家族2名以内（以下、併せて会員といいます）に限ります。

## 第4条（暗証番号）

会員は、弊社所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。但し、お申し出がない場合は、カードの発行をいたしません。また、会員は暗証番号を他人に知られないよう十分注意するものとします。

## 第5条（署名）

会員は、弊社よりカードの交付を受けた場合、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。ご家族が登録されている場合は、それぞれご本人の署名が必要です。

## 第6条（禁止事項）

会員は、カードを第三者に貸与、譲渡及び質入するなどカードの占有を第三者に移転させることは一切できません。万一、これに違反し、カードが第三者によって使用された場合、会員はそのために生じた一切の損害について責任を負うものとします。

## 第7条（店頭サービス）

カードをご提示いただくことにより、会員は、次のサービスを弊社の指定店舗にて受けることができます。但し、それぞれのサービスにつきましては、指定店舗をさらに限定させていただくことがあります。

- (1) 返却
- (2) 売却
- (3) 等価交換

## 第8条（ご利用限度額）

1. 会員がカードを利用される場合の1ヶ月当りのご利用限度額は、次のとおりとします。
  - (1) 返却 100万円（返却日の弊社店頭小売価格を基準）に相当する重量
  - (2) 売却 100万円（売却日の弊社店頭買取価格を基準）に相当する重量

- (3) 等価交換 100万円（等価交換する商品の当日の小売価格）に相当する重量
2. 返却、売却、等価交換を合算した金額が100万円に達した場合は、カードのご利用を一旦停止させていただきます。
3. 会員は、カードをご利用になられた翌月に弊社が発行するカードご利用明細の内容を確認し、特にお申し出がない場合、カードのご利用限度額は更新され、新たに100万円まで店頭サービスをご利用できます。
4. 会員は、本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、弊社所定の手続きをお取りいただくことにより、合計100万円の限度額を超えて貴金属地金を売却することができます。この場合、弊社は売却代金を会員の届出指定口座に振込む方法によりお支払いいたします。

#### 第9条（カードの盗難、紛失の場合の責任と損害のてん補）

1. 万一会員がカードを盗難、詐欺若しくは横領（以下盗難と総称します）され、または紛失した場合は速やかに弊社に直接電話等により届出のうえ、必ず弊社所定の紛失届を提出していただきますと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
2. カードの盗難、紛失により他人に不正使用された場合、その損害等は会員の負担となります。
3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き弊社が第8条所定のご利用限度額を限度としててん補します。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する場合
  - (2) 会員の家族、同居人、留守人の自らの行為若しくは加担した盗難の場合
  - (3) 第6条に違反して他人にカードを使用された場合
  - (4) 弊社が会員から盗難、紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合
  - (5) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合
  - (6) 本約款に違反している状況において盗難、紛失が生じた場合
  - (7) 会員が弊社の請求する書類を提出しない、あるいは被害調査に協力しない場合
4. カードの再発行は、弊社が適当と認めた場合に行います。

#### 第10条（カードの有効期限）

1. カードは金・プラチナ定額口座制度の契約期間中、有効とします。
2. 前項にかかわらず、弊社は任意の時期に、任意の方法でカードの有効期限を制限することができるものとします。

#### 第11条（免責）

弊社は、提示を受けたカードの暗証番号及び会員番号並びに署名照合を相当の注意をもって確認し、店頭サービスを履行した場合においては、カードの偽造、変造または不正使用等により生じた会員の損害については、一切責任を負いません。

#### 第12条（届出事項の変更）

会員の氏名、住所等に変更ある場合は、直ちに弊社に届出いただき弊

社所定の手続きをお取りください。届出をなされる前に生じた会員の損害については、弊社は一切責任を負いません。

### 第13条（約款の改定）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款が改定されたときは、弊社は、会員に対し、改定内容を通知し、または改定後の約款を送付します。但し、改定内容が、会員の従来の特権を制限する若しくは会員に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもってこれに代えることができます。
3. 弊社が前項の通知等を行った後、会員がカードを利用された場合、または所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、お客様と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

以上

(2012年7月1日改定)

# 当日スポット購入取扱規定

## 第1条（当日スポット購入）

金・プラチナ定額口座制度にご加入の会員（以下、会員といいます）は、弊社営業日当日の店頭金小売価格またはプラチナ小売価格（以下、価格といいます）で金地金またはプラチナ地金（以下、貴金属地金といいます）を第3条または第4条所定の方法で購入して、当該貴金属地金を会員の預り口座に預け入れることができます。

## 第2条（購入単位等）

本規定に基づく貴金属地金の購入単位及び購入後の保管方法は、次のとおりとなります。

### (1) 購入単位

貴金属地金の購入単位は、別途定めるものといたします。なお、「当日スポット購入」に係わる買付委託手数料は無料といたします。

### (2) 預り口座への組み入れ

第3条または第4条にて購入した貴金属地金は、自動的に会員の預り口座へ組み入れて、保管いたします。保管方法並びに貴金属地金のお引き出し方法は、自動継続式「金定額総合口座」・「プラチナ定額口座」約款（以下、基本約款といいます）に従います。

なお、預り口座から既に引き出された貴金属地金並びに第3条または第4条以外の方法で購入された貴金属地金を預り口座に預け入れることはできません。

## 第3条（購入方法Ⅰ、店頭）

会員が貴金属地金を店頭において購入される場合は、次の要領によります。

### (1) 購入場所 GINZA TANAKA 各店

### (2) 購入方法

- ① 購入時間 上記各店の営業日の午後4時30分まで
- ② 適用価格 購入申込時点の価格
- ③ 決済方法 会員は、店頭備え付けの当日スポット購入申込書に必要事項をご記入のうえ、店頭係員にお申しつけになり、その場で貴金属地金の購入代金をお支払いください。

## 第4条（購入方法Ⅱ、電話）

会員が貴金属地金を電話にて購入される場合は、次の要領によります。

### (1) 申込先 田中貴金属工業株式会社 会員専用コールセンター

### (2) 申込方法

- ① 受付時間 弊社営業日の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ② 申込方法及び支払方法 会員は、弊社会員専用コールセンターへ電話で購入申込みをしていただき、弊社が申込みを受付けた後、弊社の指定銀行口座へ貴金属地金の購入代金を電信扱いでお振込みください。なお、銀行振込手数料は、会員の負担とさせていただきます。

### (3) 売買契約の成立

前号に基づき会員より貴金属地金の購入代金が支払われ、翌営業日の午後3時までに弊社指定銀行口座に入金することを条件として売買契約が成立したものとします。

#### (4) 適用価格

貴金属地金の売買契約に適用される価格は、会員からの申込み重量（購入単位が金額指定の場合は、申込み日当日の小売価格で換算した重量をいいます）により異なり、次のとおりとなります。

- ① 申込み重量に係わらず申込み日当日の午後3時までに入金された場合は、申込み日当日の価格を適用します。
- ② 申込み重量が10kg以下で翌営業日の午後3時までに入金された場合は、申込み日の当日の価格を適用します。  
但し、弊社は第5条に規定する各市場の状況により申込み日当日の価格を適用する1日当りの各会員の申込み合算量に上限（以下、申込み限度重量といいます）を任意に設定できるものとします。
- ③ 重量が10kgを超えた場合はご入金確認時点の価格を適用します。申込み重量が10kgを超え当日入金されず、翌営業日午後3時までに入金された場合は、第(3)号の規定に係わらず、原則として売買契約が成立しなかったものとして代金を返金します。なお、弊社では翌営業日以降に会員へ貴金属地金の購入の意向を確認させていただく場合があります。会員が貴金属地金の購入を希望される場合は、この時点で新たな売買契約が成立したのものとして入金した代金を貴金属地金購入代金に充当して貴金属地金を購入します。  
但し、弊社は会員へ上記の確認の義務を負うものではありません。
- ④ 翌営業日の午後3時までに入金がない場合、弊社は第(2)号の申込みを無効とすることができます。

#### 第5条（お取引の中止等）

1. 為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到したり、売り手が殺到して異常事態となったと弊社が判断した場合は、弊社は本規定に基づくお取引を中止することができます。
2. 弊社の定める一定金額以上のお取引の申込みがあった場合、弊社はこの申込みをお断りすることができます。
3. 会員が過去に第4条第(2)号②の申込みをしたにも係わらず貴金属地金の購入代金の支払いがなされなかった等本規定に違反した事実がある場合も弊社は以後の申込みをお断りすることができます。

#### 第6条（規定の改定）

1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本規定が改定されたときは、弊社は、会員に対し、改定内容を通知し、または改定後の規定を送付します。ただし、改定内容が、会員の従来の権利を制限する若しくは会員に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもってこれに代えることができます。
3. 弊社が前項の通知等を行った後、会員が「当日スポット購入」をされた場合、または所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との

間には、以後改定後の規定が適用されるものとします。

第7条（準用規定）

本規定に定めるものの他は、すべて基本約款に従うものとしたします。

以上

(2012年7月1日改定)

## 月単位増額購入取扱規定

月単位増額購入サービスとは、特定月の1ヶ月だけ購入予算を増額（毎月の購入額に関係なく1万円単位で）できるサービスです。なお、このサービスは、下記の条件でご利用いただくこととなります。

1. ご利用に際しては、金・プラチナ定額口座制度にご加入の会員専用の月単位増額購入専用払込用紙をご使用いただくものといたします。
2. 月単位増額購入のご利用期間は、初回金のご入金後、本件委託契約が終了するまでとします。
3. 「月単位増額購入申込書」及び「払込取扱票」は、ご利用の都度送付いたします。
4. 月単位増額購入の買付委託手数料は無料です。なお、払込手数料はお客様のご負担といたします。
5. 購入を希望される月の前月15日（郵便局の消印有効）までに「月単位増額購入申込書」及び「払込取扱票」に所定の事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局で購入代金相当分をお支払いください。なお、郵便局の消印が16日以降の場合は、翌々月の買付代金としてお預りいたします。
6. 買付代金の受領書は郵便局発行の「払込票」をもって代えさせていただきます。
7. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあり、改定時には、改定内容をお知らせし、または改定後の規定を送付いたします。但し、改定内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもって代えさせていただきます。なお、通知等がなされた後、お客様が月単位増額購入サービスを利用された場合、または所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、お客様と弊社との間には、以後改定後の規定が適用されるものとします。
8. その他の事項は、自動継続式「金定額総合口座」・「プラチナ定額口座」約款に従うものといたします。

以上

(2012年7月1日改定)



# 定額口座オンラインサービス取扱規定

## 第1条（定額口座オンラインサービス）

定額口座オンラインサービスとは、田中貴金属工業株式会社（以下、弊社といいます）の金・プラチナ定額口座制度にご加入の会員（以下、会員といいます）がご本人のパーソナルコンピュータ等の端末機からインターネットを介して弊社所定のホームページへアクセスしたうえでご利用いただく第4条記載のサービス（以下、本サービスといいます）を行い、弊社に所定の申込書を提出し、弊社が適当と認めた会員が利用できるものとします。本規定は、会員が本サービスを利用して弊社と取引される場合とそれに付随するサービスの取り扱いに関して適用されるものとします。

## 第2条（定額口座オンラインサービスの申込み方法）

1. 会員は、自動継続式「金定額総合口座」・「プラチナ定額口座」約款（以下、基本約款といいます）及び本規定を承認のうえ、弊社所定の申込書に必要な事項の記入及び署名・捺印をして申込書をご送付ください。
2. 弊社が前項に定める申込書を受領し申込みを承認した場合には、会員は次項に定める利用開始年月日より本サービスを利用することができます。
3. 弊社は、本サービスの申込みを承認した場合には、本サービスに必要な会員確認情報並びに本人確認情報を登録し、会員宛に会員確認情報、本人確認情報並びに利用開始年月日を記載した通知書を送付いたします。

## 第3条（本サービスの利用に必要な機器類と環境設定）

会員は、ご本人の責任と負担において、インターネットを介して本サービスを利用するための必要な機器類やソフトウェア等を準備し、環境の設定を行うものとします。

## 第4条（本サービスの内容）

会員は、本サービスの利用開始年月日以降、所定の方法により次のサービスが利用できるものとします。

- (1) お預り貴金属地金のご売却
- (2) 売却取引のご照会
- (3) お預り貴金属地金残高のご照会
- (4) 当日スポット購入取引のご照会
- (5) 返却取引のご照会

## 第5条（本サービスの利用時間）

本サービスの利用時間は、第14条の事由により弊社が本サービスの運用を一時停止または中止する場合を除き、原則として8時30分から19時までとします。但し、上記第4条記載のお預り貴金属地金のご売却の申込みについては、弊社営業日の第1回目の買取価格公表時点から16時30分まで利用できるものとします。

## 第6条（本人確認）

1. 本サービスにおける本人確認は、弊社が定める方法により会員が入力した次の会員確認情報並びに本人確認情報と、その時点において弊社に登録されている会員確認情報並びに本人確認情報とを照合し、弊社がその一致を確認することにより行うものとします。
  - (1) 会員 ID
  - (2) 認証パスワード
  - (3) 金定額総合口座またはプラチナ定額口座の会員番号
  - (4) ログインパスワード
2. 上記のログインパスワードは弊社所定の手続きにより、変更することができるものとします。但し、ログインパスワードは弊社が指定するものに限ります。

## 第7条（秘密情報の管理）

1. 会員は、第6条における本人確認に必要なログインパスワード等を他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう、会員本人が責任を持って厳重な管理を行うものとします。
2. 弊社は第6条第1項の方法に従い、本人確認を行ったうえで受け付けた申込みについては、会員側にいかなる理由があろうとも有効な申込みとして取り扱います。ログインパスワード等の不正使用や事故等のために会員に損害が生じた場合でも弊社は一切の責任を負いません。
3. 会員はログインパスワードを失念した場合、あるいは紛失・盗難等の事由により第三者に使用されるおそれがあることが判明した場合は、直ちに弊社にその旨を連絡するものとします。弊社は、この連絡を受け付けた後、直ちに会員の本サービスのご利用を一時停止の措置を講じます。会員が連絡を怠った場合やこの連絡の前に生じた損害については、弊社は一切の責任を負いません。
4. 前項において会員が、ログインパスワードの再発行を希望される場合には、弊社に電話または書面により連絡し、再発行手続きに必要な弊社所定の申込書類を請求してください。所定の再発行手続き申込書類に必要な事項の記入及び署名・捺印をして申込みを行った場合のみログインパスワードを再発行します。

## 第8条（お預り貴金属地金の売却の申込み受付とお取引成立）

1. 会員が本サービスの利用により、第4条のお預り貴金属地金のご売却を申込まれる場合は、会員が最終確認画面にて申込内容の確定入力をされ、その情報を弊社が正常に受信した時点をもって弊社の受付確定時間とします。また、その時刻をもって会員が申込みを行った時刻とすると同時に取引も成立（以下、お取引成立といいます）したものとします。なお、理由の如何に係わらず、弊社による通信受領確認ができなかった場合には、弊社へのご売却の申込みは行われなかったものとします。
2. 前項においての売却取引の買取価格は、受付確定時間の買取価格を適用するものとします。
3. 会員からの申込みによるお取引の成立後、弊社は、弊社に登録されている会員の住所に貴金属地金ご売却確認書を郵送で送付いたします。

#### 第9条（売却金額及び重量の制限等）

1. 弊社は、会員ごとに1日当りのお預り貴金属地金の売却金額の上限を別途定めることができるものとします。
2. 日本市場において金、プラチナ価格の高騰により会員から弊社へのお預り貴金属地金の売却重量が急増した場合には、会員全体の1日当りのお預り貴金属地金の売却限度重量を設定でき、売却限度重量を超える申込みはお断りすることができるものとします。
3. 前項の場合において、弊社は通常時の売却代金の支払い条件を変更し、お取引成立の日から5営業日後の支払いに変更できるものとします。

#### 第10条（ご売却の申込みの取消し及び変更）

会員が本サービスを利用してお預り貴金属地金のご売却を申込みされた場合については、お取引成立後の取消し及び変更は一切お引き受けできません。申込内容を十分に確認したうえでお申込みください。

#### 第11条（届出事項の変更）

1. 会員は弊社に届出の住所、氏名、届出指定口座等の内容に変更があった場合には、直ちに弊社に連絡をいただき、所定の方法により手続きを行うものとします。
2. 前項の届出がなされる前に生じた会員の損害については、弊社はその責任を一切負わないものとします。

#### 第12条（会員の意志によるサービス利用の中止）

会員の都合により本サービスの利用を中止する場合は、弊社所定の方法に従って手続きを行うものとします。

#### 第13条（本サービス利用資格の喪失）

会員が以下の各号の何れかに該当した場合、弊社は当該会員に対し本サービスの利用資格を喪失させることができるものとします。

- (1) 本サービスの申込み時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (2) 本規定の何れかに違反したとき
- (3) 基本約款の何れかに違反したとき
- (4) 金・プラチナ定額口座制度をご解約または契約の解除となったとき
- (5) その他弊社が不相当と判断する行為を行ったとき
- (6) やむを得ない事由により、弊社が本サービスの中止を申し出たとき

#### 第14条（本サービスの停止または中止）

1. 弊社は次の何れかの事由により、会員に予告なく本サービスを一時停止または中止する場合があります。
  - (1) 本サービスを提供するために必要な装置の保守点検、または設備の更新を緊急に行う場合
  - (2) 本サービスを提供するために必要な装置の故障、障害、異常が発生した場合
  - (3) 本サービスを提供する地域において停電が起きた場合
  - (4) 天災、火災、事変等の非常事態が発生した場合、または発生

するおそれがある場合

2. 弊社は、本サービスの一時停止または中止によって生じた会員の損害については、その責任を一切負わないものとします。

#### 第15条（免責事項）

弊社は、次の事由により会員に生じた損害については、その責任を一切負わないものとします。

- (1) 弊社が、本規定に記載された本人確認方法によって会員ご本人からの依頼として申込みの受け付けをしたことにより生じた損害
- (2) 電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、会員のログインパスワードや取引情報が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害
- (3) 通信機器及びコンピュータ等の障害並びに回線等の障害、電話の不通により情報伝達の遅延、不能、誤作動等により生じた損害
- (4) 前各号において、弊社の故意または重大な過失に起因するものでないもの
- (5) 天災、火災、事変等の非常事態や裁判所等の公的機関の措置等で不可抗力と認められる事由により生じた損害

#### 第16条（本サービスの変更及び中止等）

1. 弊社は会員に通知することなく本サービスの内容を変更、またはやむを得ない事由により中止や廃止をすることができるものとします。
2. 前項の本サービス内容の変更または中止により会員に生じた損害については、弊社はその責任を一切負わないものとします。

#### 第17条（規定の改定）

1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本規定が改定されたときは、弊社は、会員に対し、改定内容を通知し、または改定後の規定を送付します。但し、改定内容が、会員の従来の権利を制限する若しくは会員に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもってこれに代えることができます。
3. 弊社が前項の通知等を行った後、会員において、本サービスの利用をされた場合、または所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の規定が適用されるものとします。

#### 第18条（準用規定）

本規定に定めるものの他は、すべて基本約款に従うものとします。

以上

(2012年7月1日改定)

# 個人情報に関する同意条項

田中貴金属工業株式会社（以下弊社といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

## 1. 個人情報の利用目的について

弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。

- (1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認
- (2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断
- (3) 郵便物や地金などの返却物の送付、及び売却代金などの振込
- (4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内
- (5) お客様が弊社で購入された地金保管またはお客様からお預かりした地金保管の妥当性を証明するための確認業務の実施
- (6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに関する研究・開発
- (7) その他法令に定められた義務を果たす場合

## 2. 個人情報の提供・共同利用について

弊社は、お客様からご承諾いただいた場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供することがあります。また、弊社は、お客様とのお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品・サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用いたします。なお、詳細は、弊社グループホームページ (<http://www.tanaka.co.jp>) 上の個人情報の共同利用に関する公表事項をご参照ください。

## 3. 個人情報取扱い（業務）の委託について

弊社は、お客様に対する各種サービスのご提供、その他弊社の業務を行ううえで、弊社の保有する個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することがあります。

## 4. 個人情報の開示等について

(1) 弊社の保有する個人情報のうち、開示等の対象となる個人情報（保有個人データ）について、お客様ご本人が、以下の各事項（以下開示等といいます）をご希望される場合、弊社所定の手続きに従って開示等の請求を行っていただく必要があります。

- ① 保有個人データの開示
- ② 保有個人データの利用目的の通知
- ③ 保有個人データの内容の訂正、追加または削除
- ④ 保有個人データの利用停止、若しくは消去、または第三者提供の停止

なお、保有個人データの利用停止の結果、弊社のサービス等がご利用いただけなくなることを予めご了承ください。

(2) お客様が、保有個人データの開示等を請求される場合は、「TANAKA ホールディングス株式会社 個人情報ご相談窓口」(TEL 03-6311-5570 平日 9:00 ~ 17:00)までご連絡願います。但し、以下の何れかに該当する場合は、開示等の請求に対応できないこととさせていただきます。

- ① 開示等の請求の対象が保有個人データにあたらぬ場合
- ② 請求者がお客様ご本人であることの確認ができない場合
- ③ お客様ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ④ 弊社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑤ 法令に違反することとなる場合

#### 5. 任意項目の記入について

弊社とのお取引に関連して各種書類上にご記入いただく項目のうち、任意項目についてもご記入がない場合には、転居等によってお取引に関する電話でのご案内ができなくなる、郵便物が不達となるなどお客様との連絡が取れなくなる場合や、緊急の際にお客様への連絡が遅れてしまう場合がございますので、できるだけ任意項目のご記入もお願いいたします。

#### 6. その他個人情報の取扱いについて

弊社グループホームページ (<http://www.tanaka.co.jp>) では、「個人情報について (Privacy Policy)」を公表しております。

本条項に定めのない事項などについては、上記ホームページ上の記載をご参照ください。

以上

(2012年7月1日改定)

# MEMO

